

令和8年度 青少年センターにおける事業委託 (青少年自主活動支援事業)に係る事業者選定実施要領

和泉市立青少年センター

概要及び目的

青少年センターでは、基本的人権尊重の精神に基づき、青少年の教養を高め、その健全な育成を目的に、下記[2]の青少年自主活動支援事業を実施しています。

事業を実施するにあたり、幅広く事業者からの企画・立案を受けるため、公募型プロポーザル方式により業務委託の受注者を選定いたします。

事業者の公募に関する規定

[1] 応募について

青少年自主活動支援事業についての応募方法については、和泉市立青少年センターへ直接持参または郵送（提出期限必着）が可能です。

提出場所：〒594-0005 大阪府和泉市幸三丁目1番25号 和泉市立青少年センター

[2] 公募に付する委託事業・内容（詳細は、事業の仕様書を参照してください。）

青少年自主活動支援事業

人権、防災、平和、自然環境保護等の教育分野を学習するための講座や施設見学等を実施し、青少年の健全育成と人権意識の向上を図る。

[3] 契約期間、業務履行期間及び場所について

事業名	契約期間	履行期間	履行場所
青少年自主活動支援事業	契約締結日 から 令和9年3月31日 まで	令和8年7月1日 から 令和9年3月31日 まで	和泉市立青少年センター他 (和泉市幸三丁目1番25号)

[4] 事業の提案限度額

提案限度額 : 465,000円(税抜)

[5] 応募事業者の資格要件

1. 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

2. 国税を滞納していないこと。また、本店、支店、営業所等が和泉市に存する場合は、市税の滞納がないこと。
3. 過去5年間に、今回応募する事業と同種の業務又は活動を国又は地方自治体等で事業を受託し、適切に完了した実績があること。
4. 法人であること。
5. 申請日時点において、和泉市入札参加有資格者指名停止要綱（平成17年制定）に基づく指名停止又は指名回避措置を受けていないこと。
6. 大阪府における法令違反を理由とした参加停止措置を受けていないこと。
7. 和泉市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定）に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
8. 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立てをしている者ではないこと。
9. 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てをしている者ではないこと。
10. 参加者、参加者役員又は従業員が過去10年から現在にかけて暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力に対し、出資、貸付、資金提供等の便宜を図っておらず、自ら意図して交際し、維持、運営に協力若しくは関与していないこと。

【6】事業者選定委員会の設置について

適正かつ公平に優先交渉権者を選定するため、事業者選定委員会を設置します。

【7】契約方法

○ 公募型プロポーザル方式による随意契約

内容	日程（令和8年）	注意事項
公募要領、仕様書及び申請書等の交付	4月15日（水） ～4月28日（火）	【交付場所】和泉市立青少年センター ※和泉市ホームページからダウンロードもできます。
申請書等の提出期限	4月28日（火）	【申請方法】和泉市立青少年センターまで直接持参 又は郵送（必着）
質疑受付終了	5月7日（木） 午後5時	質疑がない場合は、その旨を記載のうえ提出してください。
質疑回答	5月11日（月）	申請書提出の全事業者に、全質問に対する回答を送付します。
提案書・見積書の提出期限	5月18日（月）	申請者が6者以上の場合、見積金額や契約実績等、客観的に判断できる項目について第一次選定を実施します。この場合、合格となった事業者のみ、第二次選定に参加することができるものとします。

内容	日程（令和8年）	注意事項
第二次選定 プレゼンテーション	5月27日（水） から 5月29日（金）	詳細日時につきましては、第二次選定参加者に5月20日（水）発送予定の郵便にて通知いたします。 プレゼンテーションを行っていただき、選定委員が審査を行い、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定いたします。 なお、審査項目、採点配分は別表をご確認ください。
選定結果通知発送	6月3日（水）	（予定）第二次選定参加者あてに、結果通知を発送します。

【8】 交付資料

1. 青少年センターにおける事業委託に係る事業者選定要綱
2. 令和8年度青少年センター事業委託に係る
(青少年自主活動支援事業) 事業者選定実施要領
3. 青少年自主活動支援事業仕様書
4. 公募型プロポーザル方式参加申請書（資格審査書）
5. 公募型プロポーザル方式の提案書（企画書）
6. 業務実績調書
7. 質問書
8. 委託事業参加申請関係書
9. 暴力団排除に関する誓約書

【9】 申請時提出書類

次に記載している書類を提出してください。

※和泉市において、令和6・7年度の入札参加資格を有している事業者については、
No. 2～No. 6の提出は不要です。

※No. 2～No. 5は発行後3カ月以内のものとしてください。

No.	提出書類	概要
1	令和8年度青少年自主活動支援業務委託に係る公募型プロポーザル方式参加申請書（資格審査書）、業務実績調書	(本市様式)
2	印鑑証明書の写し	
3	商業登記簿謄本の写し	
4	国税の納税証明書	その3の3
5	直近2年間の市税の納税証明書の写し	本店、支店、営業所等が和泉市に存する場合のみ
6	暴力団排除に関する誓約書	(本市様式)

[10] 提案書提出時の書類

No.	提出書類	概要
1	公募型プロポーザル方式の提案書（企画書）	【8部提出】（正本1部、副本7部） ※正本1部には、事業者名を明記し、副本7部には会社名等の提案事業者が特定できる事項は表示しないこと。
2	価格提案書	見積提示金額の明細（任意様式） ※上記No1．公募型プロポーザル方式の提案書（企画書）5．見積提示金額に記載の金額と一致

[11] 採点方法

1. 第一次選定

応募者が6者以上ある場合は、一次選定を実施します。

（審査項目等）

- ① 資格要件（[5]応募事業者の資格要件参照）
- ② 提案金額（[4]事業の提案限度額参照）

上記の要件を満たす事業者のうち、事務局により下記の計算方法により審査を行い、5者を選定します。ただし、参加表明者が5者以内の場合は全者を選定します。

（点数の計算方法）

●実績件数：実績件数が多い順に並べ、一番多い者を最高得点（6点）とし、以下1点ずつ減点した点数を得点とする。

（得点例）A:15件、B:20件、C:10件、D:15件、E:30件、F:50件の場合

⇒F（6点）、E（5点）、B（4点）、A（3点）、D（3点）、C（1点）

●提案価格：提案価格の低い順に並べ、一番低い提案者を最高得点（6点）とし、以下1点ずつ減点した点数を得点とする。

（得点例）A:600万円、B:590万円、C:510万円、D:500万円、E:640万円、F:610万円の場合

⇒D（6点）、C（5点）、B（4点）、A（3点）、F（2点）、E（1点）

※合計点数が同点の場合、実績件数による点数が高い方を優先とする。

2. 第二次選定

（プレゼンテーションの内容及び時間）

面接審査では、企画提案書（任意様式）等に基づいて、提案者からの説明、選定委員からの質疑を行う。1提案者あたり20分以内とする【（提案者からの説明15分以内）＋（質疑応答5分以内）。】

(説明者)

当日の出席者は1提案者あたり3名以内(本業務に携わる者に限る。)とし、すべて提案者が雇用している者とする。

(審査の方法)

審査基準に基づき、企画書等及びプレゼンテーションの結果を、5名の選定委員が、各50点満点で個別に審査、採点を行い、出席委員の採点の合計を総合点数とします。

最も高い総合点数を取得した事業者を優先交渉権者とし、2番目に高い事業者を次点交渉権者とします。提案価格の得点を除いた点数が、満点(40点×出席委員)の2分の1を最低基準点とし、最高得点者であっても最低基準点に満たない場合は採用しない。

なお、同点の事業者がある場合は、事業企画点が高い事業者を優先とし、なお同点の場合は、基本的な考え方、実施体制・推進体制の順に得点が高い提案事業者を優先として順位を決定します。

また、1者の場合でも第二次選定を行います。

(その他)

プレゼンテーション時に使用するパソコン等の使用機材、備品については、必要に応じて、提案者にて用意するものとする。ただし、スクリーンについては和泉市にて用意する。

(審査項目等については、P7別表のとおり)

[12] 優先交渉権者となった場合

教育委員会の決定の通知を受領した日から履行開始日までに、優先交渉権者と事前協議を実施し、提案内容を含む業務仕様で合意したときはすみやかに契約を結んでいただきます。事前協議に応じない場合、優先交渉権者としての権利を失います。

[13] 会議録の作成について

会議録作成のため、プレゼンテーション内容は録音いたしますので、ご了承ください。

[14] 辞退について

1. 申請者は、第二次選定日の前日までは、申請を辞退することができます。
2. 申請者が、申請を辞退するときは、第二次選定日の前日までに辞退届(任意様式)を青少年センターまで直接持参又は郵送(必着)してください。
3. 申請を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱を受けるものではありません。

[15] 選定結果の公表について

第二次選定終了後、下記事項を和泉市ホームページで公表します。

- (1) 優先交渉権者の名称及び総合得点
- (2) 全参加者の名称(辞退、失格等を含む申し込み順)
- (3) 全提案者の名称(申し込み順)

- (4) 全提案者の総合得点（総合得点順）
- (5) 全提案者の採点項目ごとの各委員の点数
- (6) 優先交渉権者の選定理由
- (7) 選定委員の所属及び氏名

※ (3) と (4) 及び (3) と (5) の対応関係は明らかにしません。

※提案者が2者以上の場合、優先交渉権者の総合得点は公表しますが、残りの事業者の総合得点は公表しません。

[16] 委託料の支払いについて

委託料の支払いは、月払いとする。

ただし、端数が生じる場合は3月の請求にて支払うものとする。

[17] 契約保証金について

和泉市財務規則による。

[18] その他留意事項

(1) 審査の中止

申請者等が連合し、又は不穏な行動をなす場合において、審査を公平に執行することができない場合には、審査の執行中止、又は延期することがあります。

(2) 契約の解除等

1. 次のいずれかの事情が生じたときは、催告のうえ契約を解除することができる。
 - ア 契約内容に違反したとき。
 - イ この委託事業の処理が不相当と認めたとき。
 - ウ この契約を履行できないと認めたとき。
 - エ 和泉市暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に該当すると認められる場合。
2. 受注者の理由により契約が解除されたときは、受注者に損害の補填を請求することができる。
3. 受注者が契約に違反し損害を与えたときは、所定の損害賠償を支払うものとする。

(3) 情報公開

企画提案書等については、和泉市情報公開条例の規定に基づき公開対象となります。

(4) 失格事項

参加表明者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格となる。

1. 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合。
2. 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合。
3. 実施要領等で示された提出書類等について、提出期限、提出方法、書類作成上の留意事項の条件に適合しない書類の提出があった場合。
4. 審査の公平性に影響を与える不誠実な行為があった場合。

5. プレゼンテーション等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合。
6. 見積金額が実施要領に示している提案限度額を超える場合。
7. 実施要領に違反すると認められる場合。
8. 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合。

(5) その他

1. 本プロポーザルの参加に係る一切の費用は参加者の負担とする。
2. 提出された書類については、差し替え、修正、加筆等は認めない。ただし、本市から要請された事項についてはこの限りでない。
3. 提出された書類等は返却いたしません。

(別表)

○ 事業の審査基準

青少年自主活動支援事業（総合点数50点×出席委員数）

【採点基準】

採点配分	特に評価できる	評価できる	普通	あまり評価できない	評価できない
15点の場合	15	10	8	5	1
10点の場合	10	8	5	3	1
5点の場合	5	4	3	2	1

審査項目	審査の視点	採点配分
基本的な考え方	青少年に対する、人権・防災・平和・自然環境保護の意識向上に向けた考え方	10点
実施体制・推進体制	事業を推進するための講師及び職員の配備体制	5点
事業企画	企画・提案が、人権・防災・平和・自然環境保護の意識向上につなげられる取組として考慮されているか	15点
	企画・提案が、青少年にとって参加しやすい、興味のもてる内容として考慮・工夫されているか	10点
見積提示金額	<p>[4] 事業の提案限度額内での提示であるか</p> <p>10点（満点）－【（提案金額－価格点が満点になる金額）／（提案限度額－価格点が満点になる金額）】×10点（満点）</p> <p>※見積提示金額の点数は、小数点第3位を切り捨てる。</p> <p>※価格点が満点になる金額は、提案限度額の8割とする。</p>	10点

※事業の提案に関して、それぞれ市は契約締結後検証を行い、達成されていない場合は契約違反となります。

連絡先：〒594-0005 和泉市幸三丁目1番25号

和泉市立青少年センター Tel：0725-43-3745